

難聴高齢者補聴器購入費補助金のご案内

※この補助金は市民税が非課税の世帯の方しか補助対象になりません。

※意見書や見積書より先に、必ず蒲郡市役所税務課で非課税世帯の確認をしてください。

蒲郡市では、難聴高齢者の方の快適な日常生活や社会参加を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。申請期間は、令和8年7月1日(水)から令和9年2月26日(金)までです。

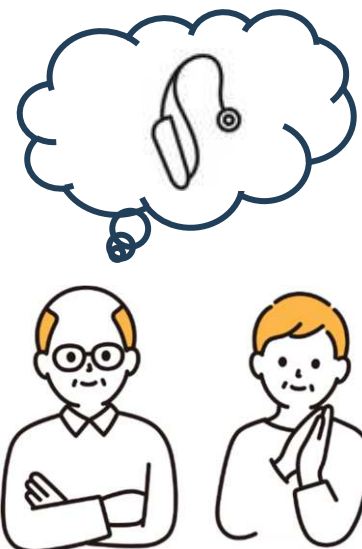
対象者

以下①～⑤すべてに該当する方が対象です。

- ①蒲郡市に住所がある65歳以上の方
- ②両耳の聴力レベルが25dB以上で、聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方
- ③身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師により、補聴器の装着が有用であると判断された方

④市民税非課税世帯の方

- ⑤世帯に市税の滞納者がいない方



助成内容

○助成金額

補聴器本体購入費用の2分の1 ※ただし、助成上限額は30,000円です。

○助成対象

管理医療機器に該当するデジタル補聴器の本体購入費用です。中古品は除きます。

○再申請

補助金の交付決定日から5年経過ごとに再申請できます。

〈お問い合わせ先〉

蒲郡市役所 長寿課 長寿福祉係 〒443-8601 蒲郡市旭町 17 番 1 号 ☎0533-66-1105

申請から補助金交付までの流れ

(1) 非課税の確認・書類の準備

- ・申請される方が**非課税世帯であること**を、事前に税務課にてご確認ください。
- ・非課税世帯の確認後、長寿課窓口にて**申請書・非課税確認書・①医師の意見書・②デジタル補聴器調整の証明書**をお渡しします。※①・②はホームページからもダウンロードできます。



(2) 申請書類の作成

非課税確認書をお持ちの上、指定の医師を受診し**①医師の意見書**の記入をお願いしてください。登録業者で**③見積書**(必要があれば**②デジタル補聴器調整の証明書**)を取得し、**④説明資料**(カタログの写し等)を準備してください。



※①は**非課税確認書がないと**

発行できません。

(3) 申請書類の提出と審査・決定

申請書を記入し、①、②、③、④とあわせて長寿課に提出してください。
内容を確認し、対象者には、**交付決定通知書**と**補助金交付券**を送付します。



(4) 補聴器購入

指定のお店で**補助金交付券**を渡し、**補助金を引いた金額**を支払い、購入してください。
後日、市から購入したお店に**直接補助金を振り込み**ます(申請が必要です)。



注意事項

- 交付決定前に購入されたものは、対象になりません。**
- 医師の意見書は**身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師**に記入を依頼してください。
- 見積書は、必ず**指定の登録業者**で作成を依頼してください。
- 医師の意見書と見積書は**申請日の3か月前**までに作成したものにしてください。
- 交付決定通知書の交付決定日の翌日から**60日以内**又は**その年度の末日**のいずれか早い日までに購入してください。